

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 9 | 子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和8年1月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 支給認定申請書や保育施設等利用希望届出書に関する受付、審査、確認② 支給認定(入所)要件の審査、確認、認定③ 保護者及び児童情報の照会、確認④ 保育料算定に必要な各種情報の照会、確認⑤ 保育料の決定、徴収、保育料収納情報の管理 <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 子ども子育て支援システム、収納管理システム、宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童台帳情報ファイル、世帯構成員情報ファイル、収納情報ファイル、宛名・納付情報システム、統合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1 番号法第9条第1項 別表9及び127の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号及び第68条1号から19号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 〈情報照会事務〉 1 番号法第19条第8号 別表9及び127の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号及び第68条1号から19号 〈情報提供事務〉 なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て支援課 教育委員会 学校教育課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 教育委員会 学校教育課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

8. 対人面接又は郵便又は電子メール等による問い合わせに付する回答

| | |
|----------------|---|
| 連絡先 | 新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995（直通） 新宮町教育委員会 学校教育課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-1739（直通） |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 自己点検、他者による点検をはじめ、従事者に対する教育・啓発等のリスク軽減の措置を取っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、業務フローの見直し等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|----------------------------|---|---|------|--------------|
| 平成27年7月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉課長 三船 徹 学校教育課長 井上 正剛 | 健康福祉課長 桐島 光昭 学校教育課長 阿部 宏紀 | 事後 | 新規の評価書に併せて提出 |
| 平成29年5月11日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉課 子育て支援室 教育委員会学校教育課 | 子育て支援課 教育委員会学校教育課 | 事後 | |
| 平成29年5月11日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康福祉課長 桐島 光昭 学校教育課長 阿部 宏紀 | 子育て支援課長 大原 稲子 学校教育課長 阿部 宏紀 | 事後 | |
| 平成29年5月11日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 新宮町健康福祉課 子育て支援室 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962- | 新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通) | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | I-5. ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 大原 稲子 学校教育課長 阿部 宏紀 | 子育て支援課長 教育委員会学校教育課長 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-963-2995 (直通) | 新宮町子育て支援課 福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号 092-963-2995 (直通) | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | II-1. いつの時点の計数か | 平成27年5月1日 時点 | 平成30年8月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | II-2. いつの時点の計数か | 平成27年5月1日 時点 | 平成30年8月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年12月28日 | 評価実施機関における担当部署 | ①部署 子育て支援課 ②所属長の役職名 子育て支援課長 | ①部署 子育て支援課 住民課 ②所属長の役職名 子育て支援課長 住民課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-1. いつの時点の計数か | 平成30年8月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-2. いつの時点の計数か | 平成30年8月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | II-1. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | II-2. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年7月1日 | IV-8. 監査 | [] 自己点検 | [○] 自己点検 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 3個人番号の利用 | 別表第一の第8,94の項 | 別表9及び127の項 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 3個人番号の利用 | 別表第一省令第8条 | 第8条第7号及び第68条1号から19号 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 別表第二の第116の項 | 別表9及び127の項 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | II-2. いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和7年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | II-2. いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和7年11月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 8. 人手を介在させる作業 | | 新規追加 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 9. 監査 実施の有無 | [] 内部監査 | [○] 内部監査 | 事後 | |
| 令和8年1月16日 | 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 新規追加 | 事後 | |